

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

保険薬剤師の登録(保険課)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(五件)(農村整備課)

土地改良事業の認可(六件)(〃)

土地改良法による換地計画の決定(〃)

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正(水産課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

河川法の規定による二級河川の指定の一部改正(河川課)

河川法施行法の規定による二級河川の指定の一部改正(〃)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

◇ 公 告 自衛官の募集(消防防災課)

## 告 示

鳥取県告示第千二百三十五号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	図 書		発 行 記号等	類 別
		題 名	号 数		
3220	雑誌その他 の刊行物	Lovely		LL-2-1	表示された発 行所名 株式会社セザイン
3221	〃	ナイト・ホンジュール		NA-2-1	Do 企画
3222	〃	MESSAGE		ME-2-1	Do 企画
3223	〃	メロン通信 6月号増刊 美少女		雑誌コー F186 04-6	コバルト社
3224	〃	さくらんぼ通信 7月号		雑誌 1401 3-7	大洋図書
3225	〃	アップル通信 8月増刊号 ベストビデオ		雑誌 0156 0-8	三和出版株式会社
3226	〃	シネロード 10月号		雑誌 0435 5-10	株式会社サン出版

3227	"	劇画読案号 MY美少女	10月増刊号	雑誌 0368 0-10	株式会社サン出版
3228	"	HOLIC 12DEC		なし	株式会社浪速書房
3229	"	ザ・裏マガジン	1月号	雑誌 1041 99-1	コバルト社
3230	"	アツナル通信	1月号	雑誌 0155 9-1	三和出版株式会社
3231	"	オレンジ通信	1月号	雑誌 0211 89-1	株式会社東京三世社
3232	"	ヒデオ フラッシュ	1月号	雑誌 133 79-1	株式会社浪速書房
3233	"	オトメクラブ	1月号	雑誌 022 93-1	株式会社白夜書房
3234	"	MADONNA HOUSE	1月号	雑誌 0835 7-1	若生出版株式会社
3235	"	ザ・トップ MAGAZINE	1月号増刊	雑誌 1400 8-1	株式会社大亜出版
3236	"	RECCO number ONE	1月20日増刊 VOL.4	雑誌 0185 2-1	ミリオン出版
3237	"	アクシオンカメラ おさわがせ	1月号増刊 女子学生	雑誌 0145 6-1/15	クニマガジン社

鳥取県告示第千二百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定によ

り告示する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
前川 真知子	鳥薬第六七六号	昭和六十三年十一月五日
草野 俊郎	鳥薬第六七七号	"
趙 昌代	鳥薬第六七八号	昭和六十三年十一月十四日

鳥取県告示第千二百三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
山本調剤薬局	鳥取市湖山町北一丁目四六三	昭和六十三年十二月三十日

## 鳥取県告示第千二百三十八号

久米土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）高城地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月二十八日から二十一日間

## 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市越殿町一四〇九久米土地改良区事務所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第千二百三十九号

鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井西（祢宜谷）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定した

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月二十八日から二十一日間

## 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第千二百四十号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）瀬地区暗きよ排水と農道整備を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月二十八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百四十一号

青谷町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業早牛地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月二十八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百四十二号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（福井）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月二十八日から三十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯町土地改良区が行う土地改良事業（非補助事業加勢蛇川地区農道整備）を昭和六十三年十二月十六日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）浦富地区農業用排水）を昭和六十三年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、船岡町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）船岡地区農道整備）を昭和六十三年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、船岡町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業見槻中地区農業用排水）を昭和六十三年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第十一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）飛時原地区農業用排水）を昭和六十三年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）飛時原地区暗きよ排水）を昭和六十三年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の

規定に基づき、県営土地改良事業に係る逢坂地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十二月二十八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場及び鹿野町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千二百五十号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正し、昭和六十三年十二月二十七日から施行する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一経営等改善資金の表操船作業省力化機器等設置資金の項貸付対象の欄に次のように加える。

七 デッカ受信機

第一経営等改善資金の表操船作業省力化機器等設置資金の項貸付限度額の欄中「百二十万円」を「百二十万円、デッカ受信機を設置する場合にあつては一台につき百万円」に改め、同表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項貸付限度額の欄に次のように加える。

六 海水冷却装置

第一経営等改善資金の表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項貸付限度額の欄中「百五十万円」を「百五十万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては一台につき八十万円」に改め、同表燃料油消費節減機器等設置資金の項貸付限度額の欄中「四百万円」を「六百万円」に改め、同表海水冷却装置設置資金の項を削る。

鳥取県告示第千二百五十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年九月二十六日 鳥取県指令受鳥土維第六百九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町二〇九

有限会社協同商事

代表取締役 山田真人

鳥取市富安一丁目七二

有限会社仲野商事

代表取締役 仲野正男

鳥取県告示第千二百五十二号

昭和四十一年三月鳥取県告示第百二十七号（河川法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のとおり改正する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第十二号中北条川の項の次に不入岡川の項として次のように加える。

不入岡川

左岸 倉吉市国分寺字河原毛田六一番ノ一地先  
右岸 同市国分寺字両傍示五二番七地先

北条川への合流点

第十二号中北面川の項の次に阿部川の項として次のように加える。

阿部川	左岸 倉吉市別所字頭細一七番一地先 右岸 同市尾原字立原五二四番二地先	円城寺川への合流点
-----	--	-----------

第二十号中月の輪川の項を次のように改める。

月の輪川	左岸 東伯郡赤碓町大字八幡字南向田八一九番地先 右岸 同町大字赤碓字下鶴ヶ沢一〇三一番二地先	
------	---	--

第二十二号中梅田川の項の前に尾張川の項として次のように加える。

尾張川	左岸 東伯郡赤碓町大字尾張字尾張谷三六四番の七五地先 右岸 同町同大字同字三六四番の七六地先	左岸 東伯郡赤碓町大字尾張字荒田二六七番一地先 右岸 同町同大字字正田二六二番一地先
-----	---	---

鳥取県告示第千二百五十三号

昭和四十二年九月鳥取県告示第五百八十号（河川法施行法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のとおり改正する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第十五号中尾張川の項を次のように改める。

尾張川	左岸 東伯郡赤碓町大字尾張字荒田二六七番一地先 右岸 同町同大字字正田二六二番一地先	黒川への合流点
-----	---	---------

鳥取県告示第千二百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十三年十二月二十七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長（メートル）
鳥取市大覚寺一五十七 有限会社川口工務店 代表取締役 川口富司雄	鳥取市東今在家字中向 三二一一一	幅員 四・〇〇 延長 二九・五〇



公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、昭和63年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

昭和63年12月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

2 募集期間

昭和64年1月1日から同年3月31日まで

3 試験期日

募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

4 試験場

鳥取市鍛冶町18-3

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市山根540 パーザルビル内

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町327 古矢ビル内

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

5 採用予定月

募集期間中の毎月

6 その他

(1) 応募資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上25歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

(2) 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査